

衆議院文部科学委員会ニュース

【第212回国会】令和5年11月8日（水）、第2回の委員会が開かれました。

1 文部科学行政の基本施策に関する件

・盛山文部科学大臣、青山文部科学副大臣、今枝文部科学副大臣、安江文部科学大臣政務官、本田文部科学大臣政務官、松本防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者) 山田賢司君（自民）、岸信千世君（自民）、浮島智子君（公明）、柚木道義君（立憲）、梅谷守君（立憲）、吉川元君（立憲）、森山浩行君（立憲）、堀場幸子君（維新）、藤巻健太君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

(質疑者及び主な質疑事項)

山田賢司君（自民）

- (1) GIGAスクール構想における1人1台端末について
 - ア 実際の教育現場における個別最適な学びという考え方の共有状況
 - イ 活用頻度が低い地方公共団体におけるその理由
 - ウ 一定の安全性や信頼性などの基準を国が示して端末の質を担保する必要性
- (2) 文化芸術コンテンツを我が国の成長の原動力にすべきという意見に対する文部科学省の見解
- (3) いじめ・不登校について
 - ア 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果
 - a 不登校の要因で半数を占める「無気力、不安」について、その原因を分析する必要性
 - b いじめの被害実態に対して重大事態の認定件数が少ないという意見に対する文部科学省の見解
 - イ 犯罪行為に相当するいじめについて、学校と警察の連携を徹底する必要性

岸信千世君（自民）

- (1) 教師不足について
 - ア 文部科学省の現状認識及び対応策
 - イ 教員業務支援員の今後の活用方針
- (2) 学校部活動の地域移行について
 - ア 国による具体的な支援内容及び支援額
 - イ 文部科学省の実証事業の内容
 - ウ 都市部と地方部の地域格差是正に向けた取組

浮島智子君（公明）

- (1) 公明党が提案する大学や専門学校等の1年生の前期授業料の無償化について
 - ア 対象を多子世帯とするならば所得制限を撤廃すべきという意見及び子供2人の世帯は授業料の半額を支援すべきという意見に対する盛山文部科学大臣の見解
 - イ 第1子から前期授業料の実質無償化を目指す必要性
- (2) 公教育の再生について
 - ア 校内教育支援センターの整備計画を早める必要性
 - イ 不登校の子供を持つ保護者に対する支援の必要性
 - ウ 子供の学びの多様化を進めるための検討を行う体制を構築する必要性
 - エ 夜間中学の設置促進に関する盛山文部科学大臣の決意

柚木道義君（立憲）

- (1) 特別職の職員の給与に関する法律の改正案について
 - ア 本法律案が成立した場合における内閣総理大臣及び国務大臣の年間給与増加額
 - イ 本法律案が成立した場合における盛山文部科学大臣の給与増額分の取扱い方針
 - ウ 岸田内閣総理大臣及び盛山文部科学大臣の現在の年収
 - エ 本法律案が成立した場合における盛山文部科学大臣が給与増額分を返納する必要性
 - オ 本法律案の提出が内閣支持率の下落に影響を及ぼしているのではないかとの指摘に対する盛山文部科学大臣の見解
 - カ 盛山文部科学大臣が岸田内閣総理大臣に対して本法律案の見直しを進言する必要性
- (2) 旧統一教会問題について
 - ア 旧統一教会からの100億円の供託金の受取及びそのための政府による法整備の可能性
 - イ 供託金が100億円より多い場合又は供託とは異なる形式による場合における政府の対応
 - ウ 政府が供託金の受取を拒否する必要性
 - エ 旧統一教会の記者会見を受け、盛山文部科学大臣が旧統一教会の被害者に対してコメントを出す必要性
 - オ 旧統一教会の記者会見における被害者への謝罪の意のない発言に対する盛山文部科学大臣の見解
 - カ 旧統一教会の財産保全に係る法律案を成立させるべきとの意見に対する盛山文部科学大臣の見解
- (3) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 「第2の日本学術会議法」と呼ばれていることについての盛山文部科学大臣の認識
 - イ 文部科学大臣が運営方針委員を承認しない具体的な場合及びそれ以外の場合は承認を拒否することができないことを定める根拠規定の有無
 - ウ 明らかに不適切と客観的に認められる場合を除き、運営方針委員の承認を文部科学大臣が拒否できないことを法律上明記する必要性

梅谷守君（立憲）

- (1) 特別支援教育支援員について
 - ア 不足している現状の文部科学省による把握状況
 - イ 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加に配置数が対応できていない現状に対する文部科学省の認識
 - ウ 各地方公共団体の現場におけるニーズの文部科学省による把握状況
 - エ 配置実績だけではなく現場の要望も含めて財政措置を行ってきたかの確認
 - オ 配置のための予算を地方財政措置としている理由
 - カ 配置のための予算を国庫補助金で措置する必要性
- (2) 学びの多様化学校について
 - ア 「不登校特例校」を「学びの多様化学校」へと名称変更した理由及び盛山文部科学大臣の思い
 - イ 地方公共団体に対して学びの多様化学校を設置するための施設の改修費用及び人材の確保等に係る支援を行う必要性

吉川元君（立憲）

- (1) 周辺に多くの学校がある陸上自衛隊大分分屯地における新たな火薬庫の整備について
 - ア 盛山文部科学大臣の所感

- イ 整備が令和4年12月に閣議決定された防衛力整備計画に基づいていることの確認
 - ウ 工事のスケジュール資料において一部の火薬庫の設計が令和4年度に終了している理由
 - エ 中期防衛力整備計画（平成30年12月閣議決定）における整備目的を流用したことの確認
 - オ 令和4年閣議決定前の計画上の設計内容と、スタンドオフミサイルを貯蔵する火薬庫としての設計内容の違いを鑑みての設計の時期と内容の整合性の確認
 - カ 同分屯地にはスタンドオフミサイルを配備しないと明言するかの確認
 - キ 新たな火薬庫の整備に関する住民説明会について
 - a 説明会の開催の有無
 - b 説明会の時期や内容が不十分であることから、住民の不安が解消されないことへの懸念
 - ク 過酷な攻撃を想定した施設としてのシェルターの建設に当たっての「過酷な攻撃」の定義
 - ケ 同分屯地が有事発生時に攻撃対象となり得るかについての防衛省の所感
 - コ 大分大学に対する説明会について
 - a 説明会の開催の有無
 - b 多くの大学関係者の安全を守るため、大学に説明をすべきであるとの意見に対する盛山文部科学大臣の所感
- (2) 教員の長時間労働に対する盛山文部科学大臣の認識

森山浩行君（立憲）

- (1) 盛山文部科学大臣等の政務三役と旧統一教会との関係
- (2) こども・子育て政策について
 - ア 「こども未来戦略方針」におけるこども家庭庁の予算倍増方針を踏まえ、文部科学省予算倍増の必要性
 - イ 兵庫県明石市における「五つの無料化」についての盛山文部科学大臣の見解
- (3) スポーツ及び文化芸術の推進について
 - ア 「スポーツ立国」及び「文化芸術立国」についての盛山文部科学大臣の所見
 - イ 他省庁と連携したスポーツや芸術文化の推進についての盛山文部科学大臣の決意
- (4) 副校長・教頭マネジメント支援員の配置及び待遇
- (5) 中等教育段階での国際交流における政府目標
- (6) 災害時の避難所としての学校施設の機能強化について
 - ア 冷暖房の設置状況
 - イ 児童生徒が主体となる避難訓練の実施の必要性
 - ウ 災害復旧制度の周知の重要性
- (7) 不登校児童生徒に対して通学以外の選択肢をつくる重要性についての盛山文部科学大臣の見解

堀場幸子君（維新）

- (1) 旧統一教会の解散命令請求及び財産保全について
 - ア 旧統一教会の解散命令請求の根拠
 - イ 維新提出の宗教法人法改正案による財産保全について慎重な検討が必要であるとの大臣答弁の理由
 - ウ 民事保全制度等による財産保全では限定的になってしまうという懸念に対する盛山文部科学大臣の所見
 - エ 維新提出の宗教法人法改正案による財産保全は信教の自由及び財産権を侵害しないという考えに対する盛山文部科学大臣の所見
 - オ 維新提出の宗教法人法改正案についての盛山文部科学大臣の所見

- (2) 高等学校の無償化について
 - ア 高等学校の完全無償化に文部科学省が取り組まない理由
 - イ 高等学校における質の向上の内容及び高等学校の無償化によって教育の質を向上させるとの考えについての盛山文部科学大臣の所見
- (3) 貧困や虐待等の困難を抱える児童生徒の教育的ニーズに応える学びの場について
 - ア 学びの場の内容及びその教育的ニーズの内容
 - イ 学びの場に配置する人材を充実させることについての盛山文部科学大臣の決意

藤巻健太君（維新）

- (1) 宇宙開発及び海洋開発について
 - ア 宇宙開発の現状及び今後の方向性
 - イ アルテミス計画の概要
 - ウ アルテミス計画において多額の税金を使って火星に行くことの意義についての盛山文部科学大臣の見解
 - エ 海洋研究開発機構の予算規模及び同機構による海洋資源開発に関する成果
 - オ 火星に行くための予算を深海調査に充てることについての盛山文部科学大臣の見解
- (2) 優秀な教員の確保について
 - ア 教員資格認定試験や特別免許状等によるいわゆる外部人材の活用の現状
 - イ 学校以外で知識と経験を積んだ人材が教員になることについての盛山文部科学大臣の見解
 - ウ 教員の待遇改善についての盛山文部科学大臣の見解

西岡秀子君（国民）

- (1) 盛山文部科学大臣が特に注力したい課題及び基本的考え方
- (2) 給食費無償化について
 - ア 物価高騰の中で給食費に関する文部科学省の方針
 - イ 給食費の無償化に対する盛山文部科学大臣の見解
- (3) 研究開発環境の整備に向けた予算の確保について
 - ア 物価高騰の長期化を見据えた上での今後の方針
 - イ 国立大学運営費交付金の確保及び拡充に関する盛山文部科学大臣の見解
 - ウ 教育、科学技術予算の現状に関する盛山文部科学大臣の認識及び予算倍増へ向けた決意
 - エ 教育国債に対する盛山文部科学大臣の見解
- (4) G I G Aスクール構想の推進について
 - ア 1人1台端末の保守、更新についての今後の方針
 - イ 校内外の通信ネットワークの増強にかかる費用への措置に関する文部科学省の見解及び方針
 - ウ 1人1台端末の利活用状況及びICT支援員の配置状況における地域間又は学校間格差に関する文部科学省の認識及び格差是正に向けた取組
- (5) 教員の働き方改革の加速及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）改正案」の2024年度国会提出についての盛山文部科学大臣の認識

宮本岳志君（共産）

- (1) 夜間中学を全ての都道府県及び政令指定都市に少なくとも1校設置することを目指すことの意味
- (2) 旧統一教会問題を巡る諸問題について

ア 名称変更申請時の記録提出

- a 旧統一教会の不当行為、不法行為に組織性、悪質性、継続性の全てが文部科学省において確認されたことの確認
 - b 解散命令請求の根拠として文化庁が認めた民事判決のうち、統一教会がコンプライアンス宣言を発出した2009年3月25日以前の判決数、それ以降かつ名称変更が認められる2015年8月26日までの判決数及び名称変更後の判決数
 - c 解散命令請求の根拠として認めた民事判決のうちの多くに既に判決が出ていた2015年8月26日時点で名称変更を認めた理由
 - d 名称変更申請時の文化庁と統一教会の面談記録提出の必要性
 - e 名称変更申請の受理及び認証決定の際の文部科学大臣への説明文書開示の必要性
 - f 公文書管理法の目的及び情報公開法の目的
- イ 都倉俊一文化庁長官と旧統一教会との関係について
- a 都倉文化庁長官の1987年に旧統一教会が関与した映画の音楽を担当した記憶の有無
 - b 都倉文化庁長官が旧統一教会の関連団体から映画音楽の予算を受領したことについて説明する必要性
 - c 外国の工作人員による日本国内での工作活動についての都倉文化庁長官の認識

2 国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

- ・ 盛山文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。